



**社会福祉法人 晋栄福祉会**  
**幼保連携型認定こども園 智鳥保育園**  
**入園重要事項説明書 兼 同意書**

あなたが希望する認定こども園について入園する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。  
 分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

### 1 法人について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会（しんえいふくしかい）
代表者氏名	理事長 濱田 和則
法人住所	〒571-0026 大阪府門真市北島町12番20号
法人設立年月日	1979年（昭和54年）2月15日

### 2 保育園について

施設の種類	幼保連携型認定こども園
事業所名称	認定こども園 智鳥保育園
認定こども園認可日	2017年（平成29年）4月1日
認定こども園許可番号	2722351000077
代表者氏名	園長 濱田 智（はまだ さと）
事業所所在地	〒571-0026 大阪府門真市北島町14番28号
連絡先	電話番号 072-881-3755 ファックス番号 072-881-9505
最寄駅	大阪市営地下鉄 長堀鶴見緑地線 門真南駅
ホームページ	<a href="http://www.chidori.or.jp/hoiku_chidori/index.php">http://www.chidori.or.jp/hoiku_chidori/index.php</a>
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳児以上から小学校就学前児童 6名  <2号認定子ども> 満3歳児以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 120名  <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 87名

### 3 法人理念

『DO FOR OTHERS』

- ・ 情熱をもち行動する
- ・ 前進と振り返り、時に回り道も
- ・ あらゆる工夫で、いろいろな方法で
- ・ よくコミュニケーションをとり連携を
- ・ すべては地域に住む人々と自らの幸福と福祉のために

#### 4 園の方針

本園は児童福祉法の理念に基づき、大切な乳幼児期に人間形成の基礎を培うために必要な養護と発達に即した教育を行い、健康で豊かな人間性と基礎的な教養を身につけたお子さま達を育てることを目標としています。

- ① 元気で生き生きした子ども（生命的発達）    ② 明るく心豊かな子ども（情緒的発達）
- ③ のびのびと戸外あそびを楽しむ子ども（健康的発達）
- ④ 友だちとよく遊び、互いに認め合える子ども（人間関係的発達）
- ⑤ 自然と触れ合う子ども（環境的発達）    ⑥ 言葉での表現を楽しむ子ども（言語的発達）
- ⑦ 自分で考え工夫する子ども（表現的発達）    ⑧ 楽しく食べる子ども（食育的発達）

上記のような子どもに育てるためにはご家庭の協力も是非必要ですので、よろしくお願いいたします。

#### 5 当園における施設・設備などの概要

##### (1) 施設

敷地	1 4 2 6 . 9 8 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ床面積	1 5 9 1 . 0 1 m <sup>2</sup>
園庭	8 7 2 . 1 5 m <sup>2</sup>	

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考		
乳児室	2	0歳児2部屋		
ほふく室	2	1歳児2部屋		
保育室	9	2歳児2部屋・3歳児3部屋・4歳児2部屋 5歳児2部屋		
遊戯室（ホール）	1	病後児保育室	2	
調理室	1	一時保育室	1	
事務室	1	子育てルーム	1	

#### 6 幼児教育・保育などの内容

(1) 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(2) 幼保連携型認定こども園は、保護者の就労などにかかわらず受け入れ、教育と保育を一体的に行います。

(3) 保育は、「養護するはたらき」と「教育するはたらき」が一体となったものです。  
子どもたちの健全な育成をめざして、目標を設定し、それをもとに年齢や発達に応じた保育を行います。

(4) 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として、特別支援教育・障がい児保育を行っています。

※子どもたちの望ましい成長には、規則正しい生活及び保育園と保護者が連絡をよくとり協力し合ひましょう。

7 子育て支援事業として、次に掲げる事業を実施しております。

- 育児相談支援事業
- 地域貢献支援（スマイルサポーター）
- 一時預かり事業
- 病後児保育事業
- 二島小学校児童クラブ
- 門真市地域子育て支援センター（ひよこる～む、ひよこテラス）委託業務

8 職員の職種 令和7年3月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、所属職員を指導、園児の保育をつかさどる	1	1		
主幹保育教諭	所属職員の指導	2	2		
保育教諭	乳幼児クラスの保育	31	20	11	保育補助 9
栄養士	園児の栄養管理	委託会社（株南テストパル）			
調理員	給食調理				
看護師	看護業務	1	1		
事務員	事務処理	1		1	
警備員	駐輪場、駐車場誘導、門前警備	1		1	

当園では「大阪府幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成18年10月31日大阪府条例第88号。以下「条例」という。）」に定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務時間
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
園長補佐	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
栄養士	8：00～16：00
調理員	7：00～17：00
看護師	8：30～17：30
事務員	10：00～18：30
警備員	7：30～9：30      16：00～18：00

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び時間帯は異なります。  
 ※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 9 保育の利用について

### (1) 休園日について

①休 日……日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月 3日）

（1号認定子ども→夏季休園日 7月21日～8月31日

冬季休園日 12月25日～1月 7日

春季休園日 3月25日～4月 7日）

②その他（家庭協力日）……**新年度準備日（3月31日）** ※31日が日曜日の場合は30日

③土曜日の保育は、食数の把握のため前月指定期日までに土曜日予約表の提出をお願いします。

（事務室にて予約表をお渡しいたします）

※職員の研修等のために家庭協力日の日程を変更する場合があります。

※家庭協力日とは、保育の向上を図るための準備や研修の時間として、できるだけ家庭保育の協力をお願いしているものです。

### 【1号認定】

7:00                      9:00                                              14:00                                              18:00                      19:00

時間外教育	教育時間	時間外教育	延長保育
-------	------	-------	------

① 教育標準時間の認定の方は9:00～14:00の間（最大5時間）の範囲内で保育の利用ができます。

② 時間外教育7:00～9:00, 14:00～18:00の範囲内で保育の利用ができます。

③ 延長保育

保護者の勤務時間などにより保育の必要量の利用時間内に、送り迎えができない方のために、延長保育を実施しています。ご利用には、延長保育利用申込書・勤務証明書の提出が必要です。また、延長保育については延長保育料を負担していただきます。

一日延長(14:00～16:30) 300円      ( 7:00～9:00 10分100円)

( 16:30以降 10分100円)

### 【2・3号認定】

7:00                      8:30                                              16:30                      18:00                      19:00

保育標準時間利用		延長保育
延長保育	保育短時間利用	延長保育

保護者の勤務証明書もしくは保育が必要な事由についての証明書などを提出していただきます。

（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を門真市及び当園と勘案し保護者ごとに個別に決定します。）

④ 保育標準時間の認定の方は7:00～18:00の間（最大11時間）の範囲内で保育の利用ができます。

⑤ 保育短時間の認定の方は8:30～16:30の間（最大8時間）の範囲内で保育の利用ができます。

⑥ 延長保育

保護者の勤務時間などにより保育の必要量の利用時間内に、送り迎えができない方のために、延長保育を実施しています。ご利用には、延長保育利用申込書・勤務証明書の提出が必要です。また、延長保育については延長保育料を負担していただきます。

## 10 保育料・その他の費用

### (1) 保育料・諸費用について

- ①保育料、諸費用は、指定口座より口座引き落としとなります。引き落とし前日までに入金してください。(口座開設の用紙がありますので、お手続きください)
- ②振替日は、原則として10日です。
- ③保育園を休まれても、原則保育料は月額分をお支払いいただきます。
- ④毎月必要となる料金は下記のとおりです。口座引き落とし日(10日)までに口座へ入金をお願いします。

\* 保育料(保護者の所得に応じて市が保育料を定めます)

\* リネン(寝具)リース代金 月1, 300円 ※リースを申し込まれた方のみ  
1日 150円

\* 主食費および食育にかかる費用(3, 4, 5歳児) 月額 3,500円

#### \* 教材等費用

各種特別行事、遠足、教材のうち個人使用の用品代、音楽・体育・お茶指導の指導費の一部に充当させていただきます。

0・1・2歳児(赤・桃・黄組) 年間 8,000円 4月納付

3歳児(緑組) 年間12,000円(但し4月10,000円、10月2,000円納入)

4・5歳児(青・白組) 年間15,000円(但し4月10,000円、10月5,000円納入)

※制服などは別紙参照下さい。

※鍵盤ハーモニカは3歳児クラス後半に購入して頂きます。費用は別紙参照下さい。

※価格変動や税改正等により変更する場合があります。

#### <保育標準時間認定の延長保育料金>

\* 延長保育料(保育標準時間認定の延長保育料は月極め前納です)

18:01~18:15(15分) 月極2,000円

18:01~18:30(30分) 月極3,000円

18:01~19:00(1時間) 月極4,000円

\* 保育標準時間認定で延長保育を申請されていない方が保育必要時間以降に降園された場合、別途料金を請求いたします。

18:01以降 10分ごとに100円 (1号認定 16:31~10分ごとに100円)

#### <保育短時間認定の延長保育料金>

\* 8:30以前 10分ごとに100円

\* 16:31以降 10分ごとに100円 (月極の設定はありません)

\* 保育標準時間認定・短時間認定にかかわらず、やむを得ず最終保育時間以降(午後7:00)に降園された場合は30分につき1000円請求いたします。

超過料金は保育料その他 諸費用と一緒に引き落としとなります。

\* なお、生活保護世帯(第1階層)、市民税非課税世帯(第2階層)のうち母子家庭世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯については延長保育利用料を免除、減免することができます。

### ⑤日本スポーツ振興センター災害共済

保育中及び登降園のけがに備えて、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していただきます。入会金は年間285円のご負担となります。掛金は教材等費用から支出します。

## 1.1 入園・退園について

(入園)入園は利用申込者の内、児童福祉法第24条の規定に基づき市町村長が入園決定した者とします。

なお、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を説明し、利用申込者の同意を得なければなりません。

(退園)施設長は、次の各号に該当するときは、市町村長に報告し、その指示を得て退園させることができます。

- (1) 保護者が退園を申し出たとき。
- (2) 入園児が長期にわたり入院し、退院の見込みがないとき。
- (3) 市区町村長から通知があった場合。
- (4) その他、在園を継続することが適当でないとき。
- (5) カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、十分な教育・保育の提供が困難と判断した場合、(関係機関等の協議の上)退園となることがあります。

## 1.2 生活ときまり

### (1) 送り迎えについて

- ①送り迎えは原則として保護者がしてください。やむを得ない場合は、保護者に代わり責任のもてる人を前もって連絡してください(原則中学生以下の送り迎えはお控えください)。
- ②登園が遅くなる時や休む時は、必ず午前9時00分までに連絡してください。(給食食数締め切り)
- ③送り迎えの時には1階にあるタッチパネルで登降園の手続きをおこなってから、保育室へ行ってください。  
各保育室入口ホワイトボードの連絡事項などを確認していただき、必ず職員に声をかけてください。
- ④出入りの時には、門扉は必ず閉めてください。
- ⑤**近隣へのご迷惑になりますので、路上駐車はご遠慮ください。**
- ⑥車で送迎希望の方は、駐車許可証が必要です。

### (2) 給食について

当園は給食調理業務を以下の事業者にて委託しております。

※下記事業者については変更することがあります。

事業者名：株式会社 南テストィパル

所在地：大阪府堺市西区浜寺石津町西2-7-10

連絡先：電話072-241-1081

#### ①食育の目標

1. お腹がすくリズムのもてる子ども
2. 食べたいもの、好きなものが増える子ども
3. 一緒に食べたい人がいる子ども
4. 食事づくり、準備に関わる子ども
5. 食べものを話題にする子ども

②保育園の給食は、次のようになっています。

	午前おやつ 9:50	昼食	3時おやつ
0歳児	ミルク	11時すぎ	15時すぎ
1歳児	お菓子・牛乳	11時すぎ	15時すぎ
2歳児	お菓子・牛乳	11時すぎ	15時すぎ
3歳児		11時半	15時すぎ
4歳児		11時半	15時すぎ
5歳児		12時	15時すぎ

アレルギーマニュアルに沿ってアレルギー児の除去食・代替食に対応しております。

離乳食後期までのおやつはミルクのみとなります。

延長保育児…夕方（午後6時10分ごろ）に軽い間食を用意しています。

③展示食 毎日子どもたちが食べた給食を展示しております。お迎えの時にご覧ください。

アプリさくら days にも掲載しております。

### (3) 午睡（ひるね）について

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「午睡」は欠かすことができないものです。

毎日の「午睡」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身につくようにしています。

発育の過程、年齢に応じ午睡の実施を行わない場合があります。

- ・寝具（リースの場合）は毎週定期的に殺菌・洗浄されたものと交換いたします。  
汚染時等は殺菌・洗浄されたものと随時交換いたします。
- ・ご家庭から寝具を持参される場合は、毎週金曜日または土曜日に持ち帰り清潔に洗ってください。

#### 【園では】

睡眠中のお子様の状態を観察、記録しています。

万が一、園でSIDSが起きました場合は司法解剖に同意していただくこととなりますので、ご理解ください。

### (4) 服装と持ち物について

#### ①服装

- ・クラスの服装は活動しやすく、上下離れた衣類（ズボン）で脱いだり着たりしやすいものにしましょう。2歳児以上は園指定の体操服で過ごします。1歳児以上は制服で登降園します。
- ・薄着の習慣を付け、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。
- ・足に合う運動靴を履かせましょう。（つっかけ・サンダル・ブーツ等は不可）

#### ②持ち物（別紙参照）

- ・持ち物はクラスごとにくわしくお知らせします。
- ・持ち物や身につけるものには必ず「名前」を書いてください。  
※同じような靴・ズボン・Tシャツ等がたくさんあります。
- ・おもちゃやお金、食べ物などは持たせないように気をつけましょう。（アナフィラキシー考慮）

### 1.3 保健衛生・健康管理

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。(嘱託医は変更することもあります。)

#### (1) 嘱託医

医療機関の名称	松下こどもクリニック (小児科)	フカオ歯科クリニック
医師名	松下 享	深尾 正
所在地	門真市末広町 18-9	枚方市岡東町 14-44 井田ビル 2F
電話番号	06-6906-1188	072-841-6153

#### (2) 定期健康診断等について

	内科健診		歯科検診
6月	全園児	6月	全園児
11月	全園児	11月	全園児
3月	入園前検診 (新入園児)		

発育測定 (身長・体重) は、月1回行います。

6月・12月 尿検査 (乳児は希望者)

8月 聴覚検査、視力検査 (3・4・5歳児)



#### (3) 病気の時の対応について

①お子さんにとって病気の時は、「家庭における安静」と「温かい看護」がなによりです。

保育中に発病・発熱した場合は連絡をしますのでお迎えにきていただくようお願いいたします。

保護者の方とは必ず連絡がとれるようにしておいてください。

なお、病状急変などの緊急事態が発生した場合には、園より医療機関および保護者 (緊急連絡先) などへ速やかに連絡を行い、受診をおこなうこともあります。

② **38℃以上の発熱の場合、解熱後24時間経過してからの登園**になります。

(厚生労働省 子ども家庭庁 HP 「保育所における感染症対策ガイドライン」より)

③保育園では原則として「薬」の投与はしていません。やむをえない場合はご相談ください。

(薬剤情報提供書とお薬依頼書を提出していただき、1回分だけお持ちください)

なお、市販のお薬はお預かりできません。

④気管支拡張剤 (ホクナリンテープ) を貼って登園する際は、確認票に記入の上、登園時保育教諭にお知らせください。

⑤感染症等にかかった場合は、医師の指示に従って、他の子どもへの感染の心配がなくなってから登園できます。登園する場合は「登園許可書」の提出をお願いします。

**【医師による治癒証明書 (登園許可書) が必要な感染症】**

麻しん (はしか)・風しん・水痘 (水ぼうそう)・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)・結核・咽頭結膜熱 (プール熱)・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

**【保護者記入による登園許可書が必要な感染症】**

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑 (りんご病)、ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症、帯状疱疹、突発性発しん、アデノウイルス咽頭炎、



- ⑥食中毒について、病原性大腸菌（O-157）、その他食中毒の予防について、ご家庭でも十分気をつけてください。
- ⑦感染症を発症した園児が急増した場合や家族が感染症を発症した場合など、感染拡大防止のために発症していないお子様にもできるだけ家庭での保育をお願いすることがあります。

【病後児保育室】

病気回復期にあるお子様を専用の保育室で専門スタッフがお預かりします。（詳細は別紙、HP）

（４）危機管理について

- ①当園では安全上の観点により門扉を電気錠にて管理しております。
- ②平日の朝/夕の登降園の多い時間帯には警備職員を配置しております。
- ③当園は下記事業者との契約により建物管理、各階に緊急用ブザーの設置による緊急対応を委託しております。※事業者は変更する場合があります。

事業者 総合警備保障 株式会社 京阪営業所

大阪府門真市幸福町28-15 クレアドール2階

電話 06-6780-6855 FAX 06-6908-8821

- ④園での保育中の事故等に対しては損害賠償保険に加入しております。

保険の種類	保険の内容
日本スポーツ振興センター災害共済	災害共済給付
保育所の損害補償（全国社会福祉協議会）	傷害事故補償

（保険会社は変更することもあります）

※補償金額は状況によって異なります。

⑤非常災害時の対策

非常時の対応	園の定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	自動火災報知機・消火器・非常警報器具・誘導灯 避難器具・非常食常備
避難・消火訓練	避難訓練（火災）・毎月実施 消火訓練・年1回実施 【その他】台風・地震・不審者（年1～2回 実施）

⑥虐待防止のための措置に関する事項

- ・月1回職員に対してオレンジリボン推進委員会の研修を実施
- ・虐待防止マニュアルの作成、運用

⑦SIDS（乳幼児突然死症候群）対策

- 0、1歳児…睡眠時呼吸チェック5分ごとに確認（顔の向き おう吐、顔色、熱 呼吸）
- 2歳児以上…睡眠呼吸チェック10分ごとに確認（5歳児はプール時期のみ行います）

- ⑧全クラスに換気設備を設置しております。

1.4 アプリ さくらdaysについて

当園では、保護者の方にアプリ さくらdaysをダウンロードしていただき、園の緊急連絡・通知を一齐に送信できるシステムを備えております。入園時に個人QRコードをお渡しします。保育料などの請求や写真販売にも必要です。

## 15 個人情報の取り扱いについて

### ○写真、映像、Instagram等の掲示・掲載について

園で撮影する写真・映像等の中で園児と特定でき得る情報を掲示・掲載することがあります。その際には保護者の方にあらかじめ同意・了解をいただくこととなります。

(例：ホームページや法人・園機関誌、アプリ さくらdays、Instagramでの写真や動画掲載など)

### ○医療機関（かかりつけ医、緊急時の受診先、医療機関受診時）について

保育園の管理下において、医療機関の受診が必要と判断された場合にかかりつけの医療機関に連絡をとることがあります。保護者の方に連絡が取れない場合もありますので、かかりつけの医療機関をご提示ください。また、やむを得ず救急搬送が必要になった場合の救急搬送先についてもご提示ください。

### ○医療機関受診時の個人情報取り扱いについて

園から医療機関に受診した際、保護者の方に連絡が取れない場合は、引率した職員が保護者の方に代わって医療機関から児童の病気やけがの状況に関する説明をうけることをご了承ください。

## 16 当園の保育事業に関するご相談、ご意見、ご要望について

○（相談窓口責任者） 園長 濱田 智  
（相談窓口担当者） 安井 貞子

○第三者委員  
なかよし福祉会 水崎 勝

※第三者委員とは、利用される方の権利を保障するとともに保育サービスの質の向上を図るよう助言などを行う役割を担います。公平性・中立性を守るため、専門家、学識経験者などから選考します。

○大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会（福祉サービス苦情解決委員会）

大阪府中央区谷町 7-4-15 大阪社会福祉会館 2階

○「意見箱」の設置

随時ご意見等を投函いただけるように園内に意見箱を設置しております。

## 17 園児の利用状況（3月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	18人	18人	18人
1歳児	28人	35人	33人
2歳児	35人	29人	37人
3歳児	41人	42人	33人
4歳児	42人	41人	43人
5歳児	36人	43人	40人

## 18 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度	良好

## 19 その他

- ①利用の開始について、1号認定子どもの方は本園が入所申込みの先着順により入所決定とし、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供をします。  
2号認定子ども・3号認定子どもの方はお住まいの市町村より発行された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に教育・保育の提供を開始します。
- ②新しく入園した子どもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。したがって入園当初お子様の様子に合わせて、保育園の生活に慣れるようにしばらくの間、短時間の保育を行います。ご協力ください。
- ③行事予定などは、毎月のおたよりやその他園内の掲示文などでお知らせします。
- ④「異動届」について  
住所・名前・勤務先などが変わった時はお知らせください。なお、緊急連絡先などの変更時も速やかにお知らせください。
- ⑤利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
- ⑥退園される場合は、早めにお知らせください。

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

※わからないことや相談などがありましたら、いつでも職員におたずねください。

説明者	安井 貞子 ㊞
氏名	

2019年（平成29年4月1日） 第1版  
 2020年（令和2年3月6日） 第2版  
 2021年（令和3年3月1日） 第3版  
 2022年（令和4年3月1日） 第4版  
 2023年（令和5年2月1日） 第5版  
 2024年（令和6年3月1日） 第6版  
 2025年（令和7年3月1日） 第7版

## < 入園申込書 >

貴園への入園を申し込みます。

また、貴園に入園するにあたっては、

貴園の認定こども園入園重要事項説明書にあります諸規則

その他取り決めに遵守いたします。

申込年月日	令和 年 月 日
住 所	
保護者氏名	⑩
児 童 氏 名	
生 年 月 日	平成 令和 年 月 日

